

事項	計画の概要	推進状況
		<p>◎学校における環境教育の充実（4年度一） 学校における環境教育の充実を図るため、教育用指導資料の作成・配布、環境教育推進モデル市町村指定事業に加えて、6年度から新たに環境教育フェア、環境教育担当教員講習会を実施予定。 平成4年度予算 11百万円 平成5年度予算 46百万円 平成6年度予算 55百万円</p> <p>◎ エネルギー使用合理化設備等導入促進広報対策等事業の実施(5年度一) 省エネルギー政策推進を図るため、国民各層別に、また地域の特性に応じたきめ細かな普及啓発事業を推進する。 平成5年度予算 500百万円 平成6年度予算 509百万円</p> <p>○ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の一部改正(5.8.1施行) (第10章第3節(1)参照)</p> <p>◎ 地球環境調和型ライフスタイル形成推進事業の実施（5年度一） 地球環境と調和したライフスタイルの形成を図るため、国民が自分自身の生活の中で使っている資源と、その消費の結果として排出している環境負荷の関係を把握し、さらにどのような生活様式が環境負荷の軽減に結びつくのかについて理解を深めるために調査・提言を行う。 平成5年度予算 6百万円 平成6年度予算 7百万円</p> <p>○ 省資源・省エネルギー先進事例リポート報告（5年度） 省資源・省エネルギーに関する先進的な事例を広く一般に情報提供するため、地方公共団体の施策及び住民や企業等の主体的な取組み等について、調査・報告(6.2.24)。事例集を発行。</p>

事項	計画の概要	推進状況
<p>第3節 内外価格差の是正と透明な市場ルールの確立</p>	<p>(2) サマータイム制度の導入</p> <p>(4) 廃棄物処理の有料化等の促進</p>	<p>○ 「サマータイム制度懇談会」の設置（5年度） サマータイム制度の導入に向けて、有識者の懇談の場として、資源エネルギー庁長官の私的諮問機関である「サマータイム制度懇談会」を設置。</p> <p>● サマータイム制度に関する調査等の実施（6年度） 省エネルギー対策の一層の推進のため、サマータイム制度の導入など社会制度に係る対策について調査検討。 平成6年度予算 10百万円</p> <p>○ リサイクルの経済性の向上のための調査の実施（4年度） リサイクルに関する費用負担のあり方及びデポジット制度を含めた経済的手段のあり方について検討する。 平成4年度予算 7百万円</p> <p>○ リサイクルのための経済的手法についての報告書（5年度） リサイクルを促進し、社会の中に定着させていくための経済的手法のあり方について、調査・報告（6.4.4）。</p> <p>● 廃棄物減量化・リサイクル型社会システムモデル事業（6年度） ごみ処理有料化・デポジット制度をモデル的に実施する市町村に対して必要な経費の一部を補助する。 平成6年度予算 40百万円</p> <p>○ 緊急経済対策(5.9.16) 円高の効果が、我が国経済の各分野に円滑に浸透し、物価の一層の安定が図られることにより、国民がそのメリットを享受し得る状況を醸成する観点から、円高差益の還元等に係る施策の推進を決定。</p> <p>○ 「刑事罰の強化に関する独占禁止法改正法案」の成立(5.1.15 施行) 独占禁止法違反行為に対する抑止力を総合的に強化するため、カルテル等の罪について事業者等に対する罰金刑の上限を500万円から1億円に引き上げる内容。</p>

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(1) 財別、品目別の特性等に応じた是正努力</p> <p>(2) 消費者への情報提供等の充実</p>	<p>○ 対外経済改革要綱(6.3.29) 改革の推進は、内外価格差の是正や消費者選択の多様化を通じて、国民生活の向上に資するとともに、活力と創造性に満ちた我が国経済の構築にとって不可欠との基本方針の下、市場機能の強化と対日アクセスの改善を図るため規制緩和の推進、競争政策の積極的展開等について、施策を決定。</p> <p>○ 政府・与党内外価格差対策推進本部第5回会合の開催(4.5.26) 政府・与党内外価格差対策推進本部第5回会合を開催して、内外価格差対策の実施状況についてフォローアップを行うとともに、新たな施策の拡充等今後の一層の取り組み努力を確認。</p> <p>○ 円高差益還元フォーラム(5年度緊急経済対策) 経済企画庁及び関係省庁は、地方公共団体、事業者、消費者等の協力を得て、円高差益の還元を国民経済の発展、国民生活の向上、地域の発展等に結びつけることが重要であることについて関係者の理解を深めるため、5年11～6年1月にかけて11ヶ所で開催。</p> <p>○ 輸入品フェアの開催(5年度緊急経済対策) 10月を輸入拡大月間とし、「ニュー・インポート・フェア東京93」を皮切りに全国の百貨店、スーパー、商店街で輸入品フェアを開催。</p> <p>○ 輸入酒フェアの開催(5年度緊急経済対策) 酒類業中央7団体、日本洋酒輸入協会、日本ワイナリー協会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会に対し、9月20日付け文書により輸入酒フェア等の輸入販売促進策の積極的な実施を要請。酒類業界では、国税庁、駐日EC委員会代表部等が後援者となって各地で輸入酒フェア等を積極的に開催。</p> <p>○ 内外価格動向等調査の実施及び公表(5.6.22) 内外価格差の是正の一環として、内外の価格動向の把握及び消費者への情報提供を行うため、通産省所管の物資・サービスの海外主要都市及び日本における価格を調査し、その結果を公表。</p> <p>○ 旅客運賃等の価格調査の実施及び公表(5.8.27) 各交通機関について旅客運賃等の把握を行い、内外価格差の実態把握を行うことを目的に調査を実施し、結果を公表。</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<p>◎ 生計費に係る内外価格差調査の実施及び公表(5.8.27) 生計費全体の物価水準を把握するため、ベルリンにおける生計費調査(4年11月実施)の結果を公表(5.8.27)。5年度は、ニューヨークにおいて生計費調査を実施(11月)、6年度は、ロンドンにおいて生計費調査を実施予定。</p> <p>○ 食料品価格調査の実施及び公表(5.9.30) 食料品の東京及び海外主要都市における小売価格の実態把握のため、内外価格調査を実施(4年11月)し、その結果を公表。</p> <p>○ 酒類価格調査の実施及び公表(5.9.30) 酒類の東京及び海外主要都市における小売価格の実態把握のため、内外価格調査を実施(4年10月)し、その結果を公表。</p> <p>◎ 海外小売価格調査の実施および公表(5.9.30) 海外主要都市における小売価格調査(4年11月実施)の結果を公表。</p> <p>○ 産業の中間投入に係る内外価格差調査の実施及び公表(5.11.24) 産業の中間投入に係る内外価格差の実態把握及び産業界への情報提供を行うため、産業の中間投入に係る内外価格差調査を実施し、その結果を公表。</p> <p>○ 輸入通関価格に関する情報提供(5年度緊急経済対策) 貿易統計のデータを活用することにより、えび、ウイスキー、乗用車等生活関連商品について、その輸入通関価格に関する情報を、毎翌月下旬に提供。平成5年9月分貿易統計より実施。</p> <p>○ 輸入消費財価格動向調査の実施及び公表(第1回 5.9.16及び第2回 6.1.27) 円高効果の物価面への浸透状況の的確な把握のため、輸入消費財動向調査を実施(第1回 5年6月、第2回 5年10月)し、その結果を公表。</p> <p>○ 輸入品の購買環境等調査の実施及び公表(5.4.24及び5.8.12) 輸入品の購買環境等について物価モニターを対象として、平成4年2月(第1回)、平成5年3月(第2回)及び同年5月(第3回)に調査を実施し、第1回及び第2回は5年4月に、第3回は5年8月に公表。</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<p>○ 円高差益等に関連した輸入品の価格動向調査の実施及び公表(6.2.17) 円高差益等に関連した輸入品の価格動向等について、物価モニターを対象として平成5年12月に調査を実施し、その結果を公表。</p> <p>○ 店舗形態別価格・流通等に関する調査等の実施(5年度) 店舗形態別の価格・流通実態等について情報提供・啓発事業を行うため実態調査を実施。 平成5年度予算 28百万円</p> <p>◎ 物価構造問題研究会の設置(5年度一) 消費慣習、消費者意識、消費行動等と物価構造との関係について、調査・分析を行い、内外価格差の是正など価格構造是正のための諸施策を検討するため、物価構造問題研究会を設置。 平成5年度予算 5百万円 平成6年度予算 11百万円</p> <p>○ 付随サービスに係る内外比較調査の実施(4年度) 内外価格差の一要因となっていると考えられる無料配送等の付随サービスに関し、内外の比較調査を実施し、その結果のパンフレットの配付、シンポジウムの開催等を通じた情報提供を実施。(5.3.8) 平成4年度推進費 10百万円</p>

事項	計画の概要	推進状況
	(3)経済的規制の厳格な見直し	<p>○ 緊急経済対策 (5.9.16) 新規事業の創出や事業の拡大等、競争の促進や価格の弾力化等を通じた市場の効率化、市場アクセス改善を通じた輸入の促進、申請負担の軽減による経済的コストの削減等を図り、内需の振興、輸入の拡大等を期するため94項目にのぼる公的規制の緩和等を決定。 (1)新規事業の創出・事業拡大等の促進 (2)競争の促進・価格の弾力化等 ①競争の促進等による流通の効率化 ②公共料金の弾力化・多様化等 ③金融の自由化 ④選択機会の拡大 ⑤消費者負担の軽減 (3)輸入の促進等 ①基準・認証の国際的整合化・合理化 ②市場アクセスの改善・手続の簡素化 (4)申請者等の負担軽減 ①検査負担の軽減 ②手続負担の軽減等</p> <p>○ 臨時行政改革推進審議会 (5.10.27) 最終答申において、公的規制の抜本的緩和を実現する上で重要なことは、計画的、継続的、反復的に取り組むこととこれを推進するための仕組みと体制を作り上げることであるとの考え方の下に、改革方策を提言。 ・新たな視点に立った規制緩和の推進 ・規制緩和を推進するための仕組みの確立 ・規制緩和推進のための第三者的な推進機関の設置 ・規制緩和の基盤的条件の整備</p> <p>○ 経済改革研究会中間報告「規制緩和について」(5.11.8) 経済構造の改革の中で占める規制緩和の重要性に鑑み、公的規制は従来の経緯にとらわれず、廃止を含め抜本的に見直されるべきである等、その基本的考えをまとめ、報告。 ・経済的規制は「原則自由・例外規則」。構造改善を要する場合はこれを急ぐ。 ・社会的規制は「自己責任」を原則に必要な最小限な規制内容とし、その透明な運用を行う。 ・平成6年度内に期間を5年とする「規制緩和推進計画」(アクション・プログラム)を策定する。</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<p>○ 経済改革研究会報告「経済改革について」(5.12.16) 従来の日本型経済システムの改革のための基本的政策を提案する中で、先の「中間報告」の方針を示すとともに、規制緩和の実効をあげるために、規制緩和に関して勧告権を有し、自らの事務局を持った強力な第三者機関の立法化を急ぐことを求める等を報告。規制緩和の実施にあたって、当面重点を置くものとして下記を列挙。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地・住宅及び関連分野の規制緩和による土地の有効・適正利用と住宅建設の促進。 ・流通等の非効率産業分野の規制緩和による内外価格差の縮小。 ・農業における生産・流通の規制緩和による市場メカニズムの活用。 ・輸入関連の規制緩和による輸入拡大。 ・情報・通信分野など新規産業の創出を刺激するような規制の緩和。 <p>○ 行政改革推進本部の設置(6.1.21) 社会経済情勢の変化に対応し、臨時行政改革推進審議会の最終答申(5.10.27)の趣旨を踏まえ、行政改革の積極的な推進を図るため、内閣に、行政改革推進本部を設置。</p> <p>○ 「今後における行政改革の推進方策について」(6.2.15 閣議決定) 内外の透明性の向上と国際的調和を図りつつ、中長期的に自己責任原則と市場原理に立った経済社会を実現するとともに、国民の負担軽減や行政事務の簡素化を図るため、公的規制の緩和等を推進することを決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の規制緩和等の着実な推進。 ・「規制緩和推進計画」(仮称)の策定。 ・届出、報告等に係る国民負担の軽減。 ・規制の新設審査及び規制緩和白書(仮称)の策定等。 ・競争政策の積極的展開。 ・製造物責任制度を始めとした総合的消費者被害防止・救済制度の確立。 ・政府による規制緩和等行政改革の実施状況を監視し、必要に応じ意見を述べることのできる「行政改革委員会」(仮称)の設置準備。

事項	計画の概要	推進状況
		<p>○ 5年度総合経済対策(6.2.8) 新規事業の創出や事業の拡大等、競争の促進や価格の弾力化等を通じた市場の効率化、市場アクセスの改善を通じた輸入の促進、申請負担の軽減による経済コストの削減等の経済的効果を期する観点から下記事項をはじめとした規制緩和等を実施すること、及び公的規制がもたらす国民や企業の実質的な負担や制約を軽減し、国民生活の質の向上や民間活力の発揮を確保するため、今後とも公的規制の見直しを進めることとし、平成6年度内に、5年を期間とする規制緩和を推進するための計画を策定することを決定。</p> <p>(1)新規事業の拡大・事業拡大等の促進等 (2)競争の促進・価格の弾力化等 ①公共料金の弾力化・多様化等 ②選択機会の拡大等 ③金融・証券の自由化等 (3)市場アクセスの改善・手続きの簡素化 (4)申請者等の負担軽減等 ①検査等負担の軽減 ②手続等負担の軽減</p> <p>○ 行政改革推進本部住宅・土地作業部会の設置(6.2.23) (第6章第1節1.(4)参照)</p> <p>○ 行政改革推進本部情報・通信作業部会の設置(6.3.9) 米国のNIIを踏まえ、新規事業創出の観点から、我が国の情報・通信分野における規制のあり方の将来展望と当面の緩和方策を検討するとともに情報化を総合的・計画的に展開するための諸規制の見直しについて検討するため、行政改革推進本部に、情報・通信作業部会を設置。</p> <p>○ 行政改革推進本部輸入促進・市場アクセス改善・流通作業部会の設置(6.3.23) 我が国経済社会の国際的調和と市場アクセス改善の一層の促進を図り、生活者を重視した経済社会をつくる観点から、外国事業者を含む民間等からの要望を踏まえつつ、輸入、市場アクセス、流通に係る諸規制の見直しについて検討するため、行政改革推進本部に、輸入促進・市場アクセス改善・流通作業部会を設置。</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<p>○ 対外経済改革要綱 (6.3.29) 我が国経済を国際的に開かれたものとし、中長期的に自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを基本として、規制緩和等の推進を決定。</p> <p>(1)重点的な規制緩和の推進 (2)行政改革推進本部における規制緩和への取り組み (3)計画的な規制緩和の推進 (4)強力な第三者機関の設置 (5)既往決定措置の早期かつ着実な実施 (6)行政手続の透明性、公正の確保の推進</p> <p>● 「今後における規制緩和の推進等について」(6.7.5 閣議決定) 我が国の経済体質の転換を内外に示すとの基本的考え方に基づき、住宅・土地、情報・通信、輸入促進・市場アクセス改善・流通等及び金融・証券・保険の重点4分野について、対外経済改革要綱(6.3.29)を確実に具体化し、広範な規制緩和措置を決定。</p> <p>(1)重点的な規制緩和等の推進 (279項目の規制緩和措置) (2)規制緩和推進計画(仮称)の策定(平成6年度内に、5年を期間とする計画を策定) (3)競争政策の積極的展開(再販制度、景品規制など独禁法関連の見直し) (4)行政改革委員会の設置 (5)規制緩和のフォローアップの充実 (6)規制緩和に関する内外の意見・要望等の積極的把握等 (7)既往方策の着実な実施</p> <p>○ 臨時行政改革推進審議会(4.6.19) 「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第3次答申」において、国民生活に関連の深い分野における経済的規制の緩和、独占禁止法適用除外制度の見直し等を提言。</p> <p>○ 預貯金金利の自由化の推進 (第13章第4節1.(1)参照)</p> <p>○ 「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」の施行(5.4.1) (第13章第4節1.(1)参照)</p>

事項	計画の概要	推進状況
	(4)競争条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際航空運賃へのゾーン運賃制の導入 欧州線 (4.4.3) 北米・アジア線 (4.6.1) ○ ガス料金の複数二部料金制への移行実施 (4.7.1-) 中部ガス 平成4年7月 余目町 平成4年11月 沖縄瓦斯 平成4年12月 五条ガス 平成4年12月 山鹿ガス 平成5年3月 東部ガス 平成5年6月 水島瓦斯 平成5年10月 これまで累計14社が移行 ○ 酒類販売業免許等取扱要領の改正 (5.7.8) 規制緩和の要請・消費者利便に沿う観点からの要請、社会的公平な運営の要請及び基準の明確化への要請に対応するべく酒類販売業免許等取扱要領を改正。 ○ 適用除外カルテル制度の見直し (5年度緊急経済対策、「今後における行政改革の推進方策について」、5年度総合経済対策) 個別法律に基づく適用除外カルテル等制度の見直しについて、平成7年度末までに結論を出すこととし、関係省庁による連絡会議を開催する等推進体制の整備を図る。 ○ 5年度総合経済対策 (6.2.8) 我が国経済における公正かつ自由な競争を一層促進し、競争制限的な民間慣行を厳格に排除するために、審査体制の一層の整備等からなるカルテル規制の強化を決定。 ○ 対外経済改革要綱 (6.3.29) 公正かつ自由な競争を一層促進することにより、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとするため、競争政策の積極的展開を図る。 ○ 指定再販商品の品目の縮小 (5.4.1) ・化粧品 24品目 → 14品目 ・一般用医薬品 26品目 → 16品目 さらに、一般用医薬品のうち、混合ビタミン剤 (ビタミンA・D混合製剤を除く) 及び総合代謝性製剤については、平成7年1月1日から取消を実施。